

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】民生課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録申請・原票・副本	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生課住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の記録、管理	
記録項目	登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、住所	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】民生課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生課住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿、戸籍附票の記録、管理、証明書の発行	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍、国籍、戸籍の表示、定住日、民刑事項、身分関係	
記録範囲	栄村に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 113 条から 117 条に基づく訂正の申請	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】民生課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	栄村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生課住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録、管理、証明書の発行	
記録項目	氏名、性別、生年月日、世帯主、続柄、戸籍の表示、住民となった日、住所、定住日、個人番号、異動事由、異動年月日	
記録範囲	栄村に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人、住民異動届書、戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 栄村役場総務課	
	(所在地) 〒389-2792 下水内郡栄村大字北信 3433 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 14 条第 2 項に基づく申し出	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日